



令和5年11月6日

四万十町議会
議長 味元 和義様

四万十町文化的施設の請負契約議案否決に対する意見書

高幡地区建設業協会
会長 藤田 和正

我々は、四万十町内にて土木工事業を生業とする27社の団体であり、四万十町内の道路整備・災害復旧等のインフラ整備事業に四万十町と協力しながら建設行政の推進及び地域経済の活性化に大きく貢献してきたと自負しております。

その我々にとりまして、9月議会において、四万十町文化的施設の請負契約議案が否決されるという想定外の事態が発生しました。

否決された請負契約は建築主体及び機械設備ではありますが、立場が違えど意味することは同じであり、他人事ではありません。

また、今後議会において土木工事の請負契約が否決されることを想像すると、どうしても不安になり胸中穏やかではありません。

四万十町文化的施設については、これまで四万十町議会において、基本構想・基本計画・実施設計等の各段階においての慎重審議を経て僅差とはいえ議決承認されてきたという純然たる事実があります。

しかしながら、これら一連の議決を下しながら今回の請負契約を否決するという事実を前にすると、最高決定機関である四万十町議会としての議決結果の整合性及びその存在意義について甚だ疑問に思えてなりません。

四万十町が発注する予定価格5,000万円以上の工事については、その請負契約に際し、四万十町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき、予め議会の議決が必要となっていますが、この議決結果により否決される場合については、誰もが納得する合理的な理由がなければ請負事業者としては到底納得できるものではありません。

今回の四万十町文化的施設の請負契約については、その入札の執行については法令に基づいて適正に執行されたのは周知の事実であり、また請負業者についても何ら瑕疵があるとも思えません。請負契約が否決されるということは、請負業者にとって死活問題であり承服しかねます。

四万十町議会の皆様におかれましては、請負契約議案の可否に際し、利害関係者や住民の思いといった感情的な要素は排除され、法令の趣旨に照らした客観的なご判断を頂きますよう何卒お願い申し上げます。